

## 1/8 化管ネット発信：2021/1/7 経産省周知依頼内容（1/8 一部修正）

化審法、化管法、水銀法、オゾン法、化兵法において、各種届出者等に対して求めている押印を不要とする省令等の改正を行いましたので、その措置につき御連絡致します。

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/ouin.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ouin.pdf)

以下、化審法以外の法規について添付した URL は本リンクと同一です。

### 1. 化審法における届出等の押印を不要とする省令等の改正について

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/about/laws/20201228\\_ouinhuyo.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/20201228_ouinhuyo.pdf)

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」において、各種届出者等に対して求めている押印を不要とする省令の改正を行いました。具体的には、昨年令和2年12月28日（月）から下記省令に基づく届出等の押印が不要となりました。届出等を行う際には、省令改正後の様式をご使用いただきますようお願いいたします。

< 押印不要の改正を行った省令 >

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令

改正部分：様式第1、1の2、2~17

（通常・少量・中間物等の新規化学物質関係の届出など）

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則

改正部分：様式第1~14、18~21

（一般・優先評価化学物質等の製造・輸入数量の届出など）

有害性情報の報告に関する省令

改正部分：様式第1、2（有害性情報報告書）

省令以外にも局長通達など改正しています。詳細は冒頭の URL をご覧下さい。

### 2. 化管法における届出等の押印を不要とする省令改正について

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/ouin.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ouin.pdf)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」において、各種届出者等に対して求めている押印を不要とする省令改正を行いました。具体的には、昨年令和2年12月28日（月）から下記省令に基づく届出等の押印が不要となりました。

届出等を行う際には、省令改正後の様式をご使用いただきますようお願いいたします。

< 押印不要の改正を行った省令 >

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則

改正部分：様式第1~6（第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書など）

### 3. 水銀法における届出等の押印を不要とする省令等の改正について

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/ouin.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ouin.pdf)

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀法）」において、各種届出者等に対して求めている押印を不要とする省令等の改正を行いました。具体的には、昨年令和2年12月28日（月）から下記省令に基づく届出等の押印が不要となりました。

届出等を行う際には、改正後の様式をご使用いただきますようお願いいたします。

< 押印不要の改正を行った省令等 >

特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令

改正部分：様式第一から様式第六まで（特定水銀使用製品関係の申請など）

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令

改正部分：様式（新用途水銀使用製品製造（販売）届出書）

水銀等の貯蔵に関する省令

改正部分：様式（水銀等貯蔵報告書）

水銀含有再生資源の管理に関する命令

改正部分：様式（水銀含有再生資源管理報告書）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく経済産業大臣を主務大臣とする

特定水銀使用製品の規制に関する運用の手引き（第2版）

改正部分：様式第一から様式第六、別添1から別添6まで

（特定水銀使用製品関係の届出など）

#### 4．オゾン法における届出等の押印を不要とする省令等の改正について

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/ouin.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ouin.pdf)

「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン法）」において、各種届出者等に対して求めている押印を不要とする省令等の改正を行いました。

具体的には、令和2年12月28日（月）又は令和3年1月1日から下記省令等に基づく届出等の押印が不要となりました。

届出等を行う際には、改正後の様式をご使用いただきますようお願いいたします。

< 押印不要の改正を行った省令等 >

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則

改正部分：様式第1から様式第18まで、様式第20から様式第23まで

（特定物質等の製造・輸入数量の届出など）

令和3年1月1日に施行となった様式第8、様式第8の2、様式第9、様式第9の2、様式第10についても、1月1日から押印不要となるよう、改正を行っています。

特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用に係る2021規制度分の内示申請手続きについて

改正部分：様式第1から様式第7まで（割当て内示に関する申請書等）

#### 5．化兵法における届出等の押印を不要とする省令改正について

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/ouin.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ouin.pdf)

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（化兵法）」において、各種届出者等に対して求めている押印を不要とする省令改正を行いました。具体的には、昨年令和2年12月28日（月）から下記省令に基づく届出等の押印が不要となりました。

届出等を行う際には、省令改正後の様式をご使用いただきますようお願いいたします。

< 押印不要の改正を行った省令 >

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則

改正部分：第8条、様式第1から様式第22まで、様式第26

（特定物質、指定物質の製造・使用許可等に関する届出など）